

## 「離島振興法」の改正・延長を求める意見書

昭和 28 年の離島振興法制定以後、全国の離島において離島振興事業が積極的に進められ、離島の生活条件が大いに改善し、産業基盤も着実に整備されてきたところである。

しかしながら、高齢化の進行、割高な流通・生活コスト、航路及び航空路の廃止・減便、医療従事者の不足等、離島をとりまく環境は依然として厳しい状態が続いている。

また、外海離島のように、国境を接している自治体は、領域や海洋資源、海岸漂着物等の大きな問題を抱え、周辺諸国との難しい国際関係に直面している。

よって、国は、離島の国家的・国民的な役割を十分認識し、離島自治体が自主・自立性を発揮して離島振興を進めることができるよう、離島振興対策の見直しを図る必要がある。

特に、下記事項の実現を強く求める。

### 記

- 1 総合的な離島振興策を強力に推進するため、「離島振興法」を改正・延長すること
- 2 国庫補助負担金の一括交付金化にあたっては、離島への補助金・交付金等は、一括交付金の対象から除外し、国の責任において必要な額を確保すること
- 3 平成 23 年度に実施された離島ガソリン流通コスト支援事業については、暫定的予算措置であるため、税制改正により、恒久的な措置を実現すること
- 4 離島医療の深刻な事情に鑑み、総合医の養成・確保を早急に行う対策を講じるとともに、ドクターヘリ等緊急輸送体制の整備を積極的に進めること
- 5 離島へき地教育を充実するため、学校統合に伴う遠距離通学及び寄宿舎管理運営に係る財政措置を充実すること
- 6 本土との経済的格差を解消するため、離島航路にかかる海上輸送費に対する補助制度について、改めて検討されたい

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 23 年 9 月 29 日

新潟県佐渡市議会議長 金光英晴